

令和 7 年度
天草市中小企業者物価高騰緊急対策事業
補助金 O&A

天草市経済部産業政策課

令和 7 年 4 月（初版）

【補助対象内容について】

Q1 エアコンやLED照明等への取り換えで、職場環境を改善し、生産性を上げる取組みなども対象になりますか。

A1 本補助金では、事業の実施により直接生産性の向上が見込めるもののみを対象としています。エアコンや照明等、間接的な効果に限定されるものは対象外となります。

Q2 補助対象経費の表示に合致すれば、必ず交付対象と認められるのでしょうか。

A2 本事業は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響からの克服を主たる目的としていることから、交付申請書兼実績報告書の提出を求めた上で「内容の審査」を行い、交付・不交付の決定をいたします。

そのため、単に経費・項目が合致するということだけでなく、生産性の向上や省力化、IT化に向けた取組みを明確にし、業況の好転につながるかを精査したうえで申請いただきますようお願いします。

Q3 国の補助事業における設備購入費等で、機械Aを導入しました。本事業の通常枠または先端設備導入枠で機械Bを購入して申請することは可能でしょうか。

A3 今回のように、機械A、Bなど事業内容が別であれば機械Bの分は補助対象となります。国、県等が助成する他の制度（補助金、委託等）による支援をすでに受けている経費（本件については機械A）については補助対象外となります。

なお、交付後に併用が判明した場合は補助金の全部または一部を返還していただきます。

Q4 機械設備の購入について、単に古い機械の取り換えなども対象となるのでしょうか。

A4 本事業の実施によって、生産性の向上や省力化を実現していただく必要があります。よって、単なる交換取り換えは対象外となります。

同等品より性能の向上した機械を導入いただき、事業成果報告書内で具体的な数値等を用いて生産性の向上や省力化の実現について説明をしてください。

Q5 IT化のための経費にはどのようなものがありますか。

A5 POSシステムや在庫管理ソフト、会計ソフト、予約システム、受発注シ

システム、QRコードによる在庫管理ソフトなどのソフトウェア購入費、クラウド利用費、導入関連費などが対象となります。

Q6 1年契約のサブスクリプションでPOSレジシステムを導入しました。対象となるのはいつまでの経費でしょうか。

A6 サブスクリプションによる支払いなど、1年ないし数年分先に支払いを行った経費については、4月1日以降の費用が発生する日～申請時点までの経費を日割りで計算して対象経費とします。

- ・4/1に契約を行い、同日から1年分として支払った経費を9/20に申請
…173日/365日を1年間分の金額に掛けた額

- ・4/1に契約を行い、同日から1年分として支払った経費を2/28に申請
…334日/365日を1年間分の金額に掛けた額

※ただし、予算上限に達し次第年度の途中であっても申請を締め切ります。2月まで申請を受け付けているかどうかは未定ですのでお早めにご申請ください。

※リースの場合もこの考え方と同様となります。

Q7 飲食店です。非対面ビジネスモデルへの転換のため、タブレットによる注文システムを導入しようと考えています。タブレットなどのIT機器の購入経費も対象となりますか。

A7 タブレットなどの汎用性の高い機器は補助の対象外となります。

(ほか、PC、プリンタ、スキャナ、複合機、カメラ等も対象外。)

今回の場合、システムの導入経費は対象となります。

券売機やレジなど、当該事業のみに対して使用されることがわかるものの購入経費は対象です。

Q8 貨物自動車運送業を営んでいます。車両の更新や新規の購入も対象となりますか。

A8 車両の購入は対象となりません。キッチンカーなどについても同様です。

Q9 天草市外にも店舗があります。市外店舗に係る事業の実施は対象外でしょうか。

A9 市外店舗分は対象外となり、複数店舗に係る申請の中の一つの店舗として含めることはできません。

Q10 券売機を設置していますが新紙幣が発行され流通することで、両替の手

間が生じます。新紙幣対応のための新たな券売機の購入やシステムの更新費用も対象となりますか。

A10 すでに券売機等を導入している事業所において、両替の手間が解消されることで生産性の向上に結び付くのであれば、新紙幣対応の機器類（券売機、自販機等）への更新も対象となります。

ただし、現に両替の手間が発生していることが条件となりますので、店舗に近接していない自販機の更新は対象外です。

Q11 人件費の削減の目的で、夕方まで営業している店舗を午前中いっぱいまで閉め、午後の時間は自動販売機で対応したいと考えます。この自販機の購入については対象となりますか。

A11 本補助事業の目的は、事業の直接の用に供する機器類を性能の向上したものに更新することや、IT化、デジタル化を図ることにより生産性を向上させること、人手不足に対応していくことが目的となります。

よって単なる自販機の導入は本事業の対象外とします。

Q12 生産性向上につながる電動工具類を購入したいです。バッテリーは対象となりますか。

A12 バッテリーについては汎用品となりますが、当該機械を動かすために必要な分のみ対象とします。交換用や予備として購入する分は対象となりません。

【補助金額等について】

Q13 通常枠において交付決定通知書の金額が実際に支払った額から減額されるのはなぜでしょうか。

A13 通常枠の補助金額は、「補助対象経費の3分の2以内で、上限は通常枠で50万円（複数店舗に係る申請及び共同申請は100万円）、生産性向上枠で100万円・1,000円未満端数切捨）」としており、補助対象経費に消費税及び地方消費税額は含みません。そのため、税込で計算されている場合や、1,000円未満の端数まで記載されている場合は、市側で再計算し、交付決定額を算定しております。

Q14 対象経費の支払い方法は現金支払いでも銀行振り込みでもよいですか。

A14 対象経費の支払いは、銀行振り込みの実績で確認を行います（小切手、

手形、相殺払等で実績を確認できないものは対象外)。現金による支払いは対象外(領収書のみでは不可)とし、銀行振込の依頼書等の添付が必要です。

Q15 複数者以上での共同申請の場合、補助金は等分した額が申請した事業者それぞれに振り込まれるのでしょうか。

A15 共同申請の場合は、交付確定後、代表者1者に対して補助金額を口座振込みします。複数者で費用負担をしている場合は、代表者から他者へ支払いを行ってください。

Q16 税抜き価格1万5千円の設備を2台導入しました。合計が3万円となるので対象となりますか。

A16 備品や機械設備については、単体の価格が税抜額2万円以上である必要があります。そのため、今回税抜額で1万5千円の設備の導入については対象外となります。ソフトウェアの導入にあたって、サブスクリプションの費用や保守料等の費用を補助対象期間内の申請時点までで按分した経費が対象となりますので、その金額が税抜額で2万円に満たない場合は申請することができません。

【対象者要件について】

Q17 新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策としての事業ということですが、売上減少、仕入高の増加といった数値的な要件はありますか。

A17 売上高や減少率、仕入高や増加率、また従業員数など数値的な要件はありません。

Q18 複数の店舗や事業所を有する事業者(個人事業主・法人)の場合、店舗ごとに補助を受けることができますか。

A18 同一の事業者が複数回補助を受けることはできません。申請は法人若しくは個人事業主又は団体単位で認められるため、複数の店舗・事業所で実施した取り組み全体を一個の補助事業として申請いただくこととなります。実施した店舗名、所在地を申請書内に記載ください。

Q19 自社(A社)に係る取組後、補助金の申請をしました。別の屋号(B)を用いて他者との連名で共同申請をすることは可能でしょうか。

A19 本事業については1事業者につき1回までと申請回数を限定しております。そのため、A社ですでに申請済みであれば、Bとして共同申請をすることはできません。

Q20 複数者以上での共同申請を行うにあたり、参加事業者すべてが要件を満たさなければならないでしょうか。

A20 お見込みのとおりです。

Q21 複数の店舗や事業所を有する事業者で、店舗によって事業を実施する時期が異なる場合はどうなりますか。

A21 事業期間内に着手し、支払を完了したものは対象となりますが、受給は1事業者につき1回ですのでまとめて申請を行ってください。

Q22 いわゆるフリーランスや副業者も補助対象者となるのでしょうか。

A22 税務署に開業届を提出している個人事業主であれば申請が可能です。たとえ確定申告を行っていても、開業届を提出していない場合は対象外となります。

【補助事業期間、申請期限について】

Q23 申請書はいつ出せばよいですか？事業を実施する前に提出する書類はありますか。

A23 補助事業を実施し、経費の支払いを終えてから申請書類一式を提出いただくことになります。申請と審査を簡略化するため交付申請と実績報告を一度に行うこととしており、事前の提出は必要ありません。

Q24 令和7年3月1日からさかのぼって対象となるということですが、機械等の発注を3月1日より後に行った経費が対象ということですか。支払日が3月1日以降であれば構いませんか。

A24 発注をもって事業の着手とみなしますので、発注が令和7年3月1日以降の事業について補助対象となります。（見積等はそれ以前に済ませていても可。）

Q25 交付申請書兼実績報告書の提出期限が令和8年2月27日とありますが、例えば、機械の購入で申請した場合、設置までを終えていないと対象に

ならないでしょうか。先に支払いが済んでいればよいですか。

A25 通常、「発注→納品→請求→支払い」の順で事業を実施いただく想定です。

実績報告を兼ねておりますので、令和8年2月27日までに機械の設置、稼働を開始していただく必要があります。そのため、先に支払いを済ませていても、機械が届かず、稼働していない場合は申請することができません。

【申請窓口、スケジュールについて】

Q26 申請はどのようにして行えばよいでしょうか。

A26 申請には、管轄の商工団体（本渡地区は本渡商工会議所、牛深地区は牛深商工会議所、その他の地区は天草市商工会に1回以上ご相談いただき、商工団体窓口に応請書兼請求書と必要な書類をすべて添付してご申請ください。

本渡商工会議所 23-2001 栄町 1-25

牛深商工会議所 73-3141 牛深町 215-1

天草市商工会 33-7312（本所） 本渡町本渡 2547-2

Q27 産業政策課に申請書を持参してもよいですか。

A27 商工団体窓口での申請が必要です。

Q28 支払いまでのスケジュールはどのようになりますか。

A28 支払いは月に2回を予定しています。

申請書類及び添付書類に不備等がなければ、

・毎月15日までに審査完了分 → 当月末日支払い

・月末までに審査完了分 → 翌月15日支払い

※いずれも土日祝日の場合は前営業日となります。

※申請の締め切り日の直前は審査と処理に時間をいただくことがあり、次回支払い分に間に合わないことがあります。

【その他について】

Q29 補助金申請は、予算が尽きた段階で受付を終了するのでしょうか。

A29 申請（交付決定）状況に応じ、予算に不足を生じる見込みとなった場合はその時点で受付を終了します。

Q30 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合は他の書類で代えることができますか。

A30 確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に他の書類で代替することは認められません。

Q31 所得税がかかっていない又は少額のため確定申告が必要ない事業者であって、確定申告書が添付できません。その場合の添付書類は何が必要ですか。

A31 開業届、納税証明書、市県民税申告書を添付してください。審査の上書類の追加が必要になる場合があります。